



## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	清水整形外科	4611910144	鹿児島県霧島市国分山下町1654番地5	一般病床 19床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
ディサービス	鹿児島県霧島市国分山下町1654番地5	

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年 5月15日 令和 4年度決算の決定

平成 5年 5月15日 令和 5年度事業計画及び収支予算の決定

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

- (7) その他

様式 2

法人名 医療法人 清光会  
 所在地 鹿児島県霧島市国分山下町1654番地5

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和 6年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	336,231 千円
2. 負 債 額	28,103 千円
3. 純 資 産 額	308,128 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	67,579
B 固 定 資 産	268,652
C 資 産 合 計 (A+B)	336,231
D 負 債 合 計	28,103
E 純 資 産 (C-D)	308,128

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人 清 光 会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県霧島市国分山下町1654番地5

貸 借 対 照 表

(令和 6年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	67,579	I 流 動 負 債	20,725
II 固 定 資 産	268,652	II 固 定 負 債	7,378
1 有 形 固 定 資 産	16,480	負 債 合 計	28,103
2 無 形 固 定 資 産	3,134	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	249,038	科 目	金 額
		I 資 本 金	5,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	303,128
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	308,128
資 産 合 計	336,231	負 債 ・ 純 資 産 合 計	336,231

様式 4 - 2

法人名 医療法人 清 光 会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県霧島市国分山下町1654番地5

損 益 計 算 書  
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	188,280
2 事業費用	224,145
本来業務事業損失	35,865
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	35,865
II 事業外収益	2,139
III 事業外費用	0
経常損失	33,726
IV 特別利益	220
V 特別損失	1,655
税引前当期純損失	35,161
法人税等	70
当期純損失	35,231

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 清光会  
所在地 鹿児島県霧島市国分山下町1654番地5

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表 者である法人	㈱アガリス企画 (注)1	鹿児島県鹿児島市	366,040	不動産の賃借等	不動産の賃借	不動産の賃借 (注)2	22,800	未払金	2,781

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人理事長清水恒光の[ ]が代表取締役である法人。

(注) 2. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	[ ]	[ ]	[ ] 不動産の賃借	賃借料の支払い (注)1	2,400	未払金	8,439
役員	[ ]	[ ]	[ ] 不動産の賃借	賃借料の支払い (注)1	1,200	未払金	3,200

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 清光会  
理事長 清水 恒光 殿

私は、医療法人 清光会の令和 5 会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 20 日  
医療法人 清光会  
監事 中崎 隆穂